

定時株主総会 招集ご通知

日時

2023年11月27日（月曜日）

午後4時開会（受付開始 午後3時30分）

場所

鹿児島県鹿児島市城南町8番1号

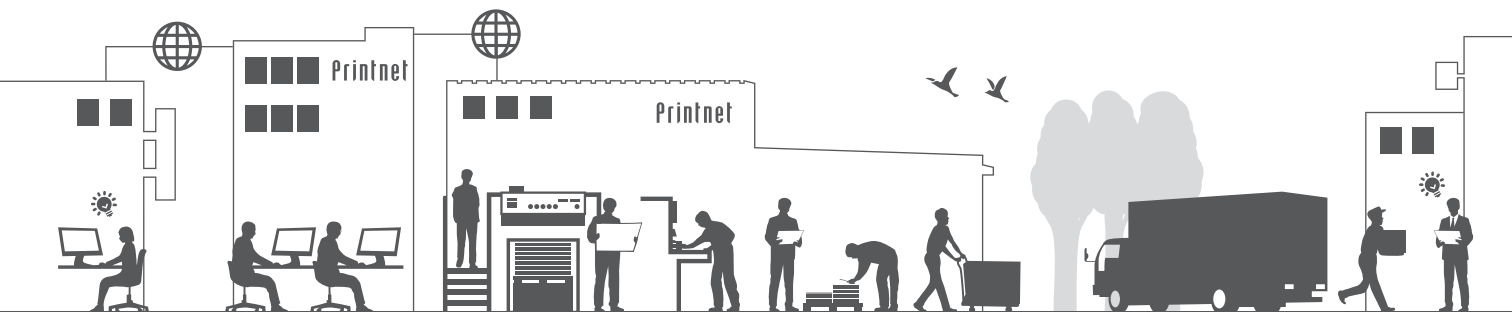
グランラッセレ鹿児島2F マリノビスタ

目次

■ 第38期定時株主総会招集ご通知 ……………	1
(添付書類)	
■ 事業報告 ……………	3
■ 計算書類 ……………	19
■ 監査報告書 ……………	22
■ 株主総会参考書類 ……………	26

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
- 第7号議案 退任監査役に対し退職慰労金支給の件



証券コード 7805
2023年11月10日

株 主 各 位

鹿児島県鹿児島市城南町10番7号
プリントネット株式会社
代表取締役
会長兼社長 **小田原 洋 一**

第38期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第38期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しております。

当社ウェブサイト <https://printnet.jp/holders.html>



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「プリントネット」又は「コード」に当社証券コード「7805」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2023年11月24日（金曜日）午後6時までには到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日時 2023年11月27日（月曜日）午後4時
2. 場所 鹿児島県鹿児島市城南町8番1号
グランラセーレ鹿児島2F マリノビスタ
3. 目的事項
報告事項 第38期（2022年9月1日から2023年8月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
- 第7号議案 退任監査役に対し退職慰労金支給の件

以上

- ~~~~~
- ◎書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

したがいまして、当該書面に記載している事業報告及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

事業報告

(2022年9月1日から
2023年8月31日まで)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の5類引き下げに伴う行動制限や水際対策の緩和により、景気は緩やかな回復傾向にあります。しかしながら、円安の進行や金融引き締め、ロシア・ウクライナ情勢の長期化に伴う資源・原材料価格の高騰、為替相場の変動等、経済の見通しは依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような環境のなかで、当社の当事業年度における売上高は9,629百万円（前事業年度比980百万円の増収）、営業利益は691百万円（同139百万円の増益）、経常利益は689百万円（同116百万円の増益）、当期純利益は419百万円（同16百万円の増益）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

ネット印刷通信販売事業におきましては、印刷売上高は9,387百万円（前事業年度比796百万円の増収）、内、大口得意先への印刷売上高は3,662百万円（同231百万円の増収）、大口得意先以外の会員への印刷売上高は5,725百万円（同564百万円の増収）となりました。また、新規会員数は15,458社（予想における通期累計新規会員数に対する進捗率134.2%）であり、大口得意先以外の新規及び既存を含めた会員1社当たりの当事業年度における平均売上高は27,737円となっております。なお、1社当たりの新規獲得に係る広告宣伝活動における単価は4,021円となっております。この結果、売上高は9,469百万円（同820百万円の増収）、営業利益は880百万円（同256百万円の増益）となりました。

その他の事業におきましては、売上高は160百万円（前事業年度比160百万円の増収）、営業損失は38百万円（前事業年度は3百万円の損失）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度に実施しました設備投資の総額は、354百万円であります。

その主なものは、九州工場の移転増設に伴う用地の造成工事費用（33百万円）及び排水工事費用（25百万円）であります。

③ 資金調達の状況

当事業年度中に、当社の所要資金として、金融機関より長期借入金として300百万円、短期借入金として300百万円の調達を行いました。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第35期 2020年10月期	第36期 2021年8月期	第37期 2022年8月期	第38期 (当事業年度) 2023年8月期
売 上 高	7,947,889 千円	7,162,200 千円	8,648,684 千円	9,629,680 千円
経常利益又は経常損失 (△)	△58,970 千円	213,052 千円	572,562 千円	689,500 千円
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)	△102,128 千円	143,431 千円	403,852 千円	419,882 千円
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失 (△)	△19.18 円	28.30 円	81.25 円	86.25 円
総 資 産	8,242,416 千円	6,703,412 千円	7,455,260 千円	7,412,180 千円
純 資 産	3,031,646 千円	3,032,506 千円	3,380,398 千円	3,632,467 千円
1株当たり純資産額	582.27 円	610.98 円	681.73 円	750.90 円

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の当社を取り巻く経営環境につきまして、印刷業界においては、原材料価格の上昇、電子メディア普及による紙媒体需要の低迷や競争激化による利益率の低下が見込まれ、引き続き厳しい状況が予想されます。

このような状況下で、当社が対処すべき当面の課題は以下のとおりであります。

① 印刷材料の購買力の向上

競合企業に対する価格競争力を強化するためには、売上高に対する材料費の比率を引き下げる必要があります。そのためには、当社購買部門における仕入管理の強化及び仕入業者間での適正な競争を促していく必要があります。

② マーケティング力の強化

当社は、自社サイトのさらなる売上増加を目標としており、常に商品構成を意識し、新商品の開発やラインナップの充実に努めております。2023年9月に事業戦略本部を新設し、その中のマーケティング部が中心となり、プロダクト戦略に注力することでマーケティング力のさらなる強化を図っております。併せて広告宣伝活動については、引き続きwebを中心としたプロモーション活動を行っており、2020年10月期より運用の指標をCPAからROASへと変更し、その数値をマーケティング活動に反映しております。

インターネット機能をフル活用し、お客様に興味をもっていただき、ご注文頂く。そして、当社のサービスや品質に対する結果で、リピーターになって頂く。このサイクルを継続及び発展させることで、当社独自のマーケティングを確立し、お客様と共に成長していく仕組みを構築していきます。

③ 人材の育成と確保

当社が将来にわたり、事業を継続させ発展していくためには、多様な専門技術に精通した人材、経営戦略や組織運営といったマネジメント能力に優れた人材の確保、当社の中長期的な成長を支える人材育成を継続的に推進していくことが重要な課題であります。そのため、中間層を中心に総合的な研修制度の導入、ジョブローテーション制度やキャリア支援制度を構築し、社員の定着と育成に努めております。

④ 印刷品質のさらなる向上

当社は、2012年7月に一般社団法人日本印刷産業機械工業会（JPMA）が認定する「Japan Color認証制度」による認証を取得しており（東京西工場、九州工場）、精度の高い印刷色を再現することで、品質の安定化を図るとともに、検品体制を強化し、万全の状態で製品をお届けできるよう品質の向上に努めてまいります。

⑤ 情報セキュリティ対策の強化

当社は、インターネットを通じて顧客情報を取り扱うため、情報セキュリティ対策については当社の重要課題と位置付けております。そのため、個人情報保護対策としてプライバシーマークを取得し、情報セキュリティへの対応策としてISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）認証を取得いたしました。今後も、これらのシステムにおいて運用レベルの向上を図るとともに、内部統制についても引き続き強化してまいります。

⑥ 環境、社会への配慮

当社が持続的な成長を目指すうえで恒常的な利益の確保も重要ですが、その一方、環境や社会へ配慮することも求められており、対応を進めております。オフセット印刷におけるインキのノンVOC化については、他社に先駆け2016年10月期からノンVOCインキ（注）を使用しております。

（注）ノンVOCインキ…構成成分中の高沸点石油系溶剤を植物油等に置き換えて1%未満に抑えたインキ

(5) 主要な事業内容（2023年8月31日現在）

当社は、インターネットによる印刷物及び印刷資材の通信販売を主たる事業としております。

(6) 主要な営業所及び工場（2023年8月31日現在）

名 称	所 在 地
本社	鹿児島県鹿児島市 （登記上の本店所在地）
製造拠点	東京西第一工場（山梨県上野原市） 東京西第二工場（山梨県上野原市） 九州工場（鹿児島県始良市）

(7) 従業員の状況 (2023年8月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
265名	13名増	36.6歳	6.9年

事業区分	従業員数
ネット印刷通信販売事業	244名
その他の事業	6
全社(共通)	15
合計	265

- (注) 1. 従業員数は就業従業員数であり、パートタイマー等の臨時従業員は含んでおりません。
2. 「全社(共通)」として記載している従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年8月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	727,538 千円
株式会社りそな銀行	424,292 千円
株式会社福岡銀行	405,254 千円
株式会社みずほ銀行	254,806 千円

- (9) その他会社の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2023年8月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 17,500,000株
- (2) 発行済株式の総数 5,460,400株
- (3) 株主数 2,550名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
PNコーポレーション株式会社	2,000,000 株	41.42 %
小田原 洋一	756,800 株	15.67 %
森田 樹里	145,000 株	3.00 %
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	121,100 株	2.51 %
株式会社小森コーポレーション	100,000 株	2.07 %
金 大鋳	88,400 株	1.83 %
池谷 誠一	80,000 株	1.66 %
吉岡 裕之	80,000 株	1.66 %
株式会社網中	52,300 株	1.08 %
ラクスル株式会社	40,000 株	0.83 %
株式会社桂紙業	40,000 株	0.83 %
株式会社紙藤原	40,000 株	0.83 %
日商岩井紙パルプ株式会社	40,000 株	0.83 %
株式会社T & K TOKA	40,000 株	0.83 %

- (注) 1. 持株比率については小数点以下第3位を四捨五入しております。
 2. 当社は自己株式を631,448株所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
 該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に当社従業員に対して交付した新株予約権等の概要

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2023年8月31日現在）

地位及び担当	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	小田原 洋一	
取締役	佐藤 清一	
取締役	鈴木 堅	株式会社日本名刺印刷 代表取締役社長
常勤監査役	岡 芳樹	
監査役	大久保 範俊	大久保範俊税理士事務所 代表 大久保範俊行政書士事務所 代表 税理士法人アーク 清算人 つなぐコンサルタント合同会社 代表社員
監査役	上 釜 明 大	弁護士法人福元法律事務所所属

- (注) 1. 取締役佐藤清一氏及び取締役鈴木堅氏は、社外取締役であります。
2. 監査役大久保範俊氏及び監査役上釜明大氏は、社外監査役であります。
3. 監査役上釜明大氏は、弁護士資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役大久保範俊氏は、税理士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 2022年11月24日開催の第37期定時株主総会終結の時をもって、矢野剛氏は取締役を退任いたしました。
6. 2023年3月3日をもって、赤江地衣氏は常務取締役を辞任いたしました。なお、辞任時における担当は管理本部長でありました。
7. 当社は、社外取締役佐藤清一氏、社外監査役大久保範俊氏並びに社外監査役上釜明大氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び各社外監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役 を除く。)	47,963	40,804	—	—	7,158	3
監査役 (社外監査役 を除く。)	6,070	6,070	—	—	—	1
社外取締役	4,500	4,500	—	—	—	2
社外監査役	2,400	2,400	—	—	—	2

- (注) 1. 上記取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2014年12月24日開催の第29期定時株主総会において年額100,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点での取締役の員数は、4名です。
- また、金銭報酬とは別枠で、2021年1月28日開催の第35期定時株主総会において、株式報酬の額として、年額3,000万円以内、株式数の上限を年50,000株以内（社外取締役及び監査役を除く）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、3名です。
3. 取締役の報酬等につきましては、株主総会で決議された報酬額の範囲内で、取締役会において、各取締役の職位、職務内容、責任、業績、貢献度等を総合的に勘案して、審議の上、報酬額を決定しております。
4. 監査役の報酬限度額は、2015年8月28日開催の臨時株主総会において年額10,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点での監査役の員数は、3名（うち、社外監査役は2名）です。
5. 非金銭報酬等の内容

2021年1月28日開催の第35期定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役及び監査役を除きます。以下「対象取締役」という。）を対象に、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することが決議されております。本制度の内容としては、対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資として払い込み、当社の普通株式について発行もしくは処分を受けることとなります。なお、本制度に基づき対象取締役に對して支給される金銭報酬債権の総額は、現行の金銭報酬額とは別枠で年間3,000万円以内とし、本制度により発行される株式の総数は50,000株以内とし、各対象取締役に對する具体的な配分については取締役会にて決定するものとしております。

6. 上記のほか、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額600千円（監査役1名600千円）を計上しております。また、2021年1月28日開催の第35期定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度の一部を変更し、同総会終結後引き続き在任する取締役に対し、同制度廃止までの在任期間に対応した役員退職慰労金をそれぞれの退任時に支給することを、同総会で決議いたしました。なお、取締役及び監査役の役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給予定額は200,304千円（取締役1名200,304千円）です。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係、主要取引先等特定関係事業者との関係

- ・社外取締役佐藤清一氏と当社との間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役鈴木堅氏は、株式会社日本名刺印刷の代表取締役社長であります。株式会社日本名刺印刷と当社との間には印刷物の製造委託の取引があります。
- ・社外監査役大久保範俊氏は、大久保範俊税理士事務所代表、大久保範俊行政書士事務所代表、税理士法人アーク清算人及びつなぐコンサルタント合同会社代表社員であります。大久保範俊税理士事務所、大久保範俊行政書士事務所、税理士法人アーク及びつなぐコンサルタント合同会社と当社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 佐藤 清一	毎月1回開催される定期取締役会及び臨時取締役会のすべてに出席しております。当該取締役会においては、印刷関連資材及び企業経営に関する豊富な見識と幅広い経験等を活かし、社外取締役として客観的な立場から発言を行っております。
取締役 鈴木 堅	毎月1回開催される定期取締役会及び臨時取締役会のすべてに出席しております。当該取締役会においては、印刷業界及び企業経営に関する豊富な見識と幅広い経験等を活かし、社外取締役として客観的な立場から発言を行っております。
監査役 大久保 範俊	毎月1回開催される定期取締役会及び臨時取締役会のすべてに、また、監査役会のすべてに出席しております。出席した取締役会及び監査役会においては、税理士としての立場から、月次報告の項目についてのアドバイス等、財務及び会計に関する意見や助言等を行っております。
監査役 上釜 明大	毎月1回開催される定期取締役会及び臨時取締役会のすべてに、また、監査役会のすべてに出席しております。出席した取締役会及び監査役会においては、弁護士としての高い見識と幅広い経験等を活かし、専門的見地からの意見や助言等を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

史彩監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

監査証明業務に 基づく報酬 (千円)	非監査業務に 基づく報酬 (千円)
16,500	—

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

(1) 業務の適正を確保するための体制に関する決議の内容の概要

- ① 当社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は常勤監査役1名及び社外監査役を2名置き、監査役会規程及び監査役監査規程に基づき、取締役の職務執行について定期的に監査を実施する。

- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は取締役の職務の執行に係る情報について、法令及び「情報セキュリティ管理規程」「I SMS マニュアル」に基づき適切に保存し、管理する。

- ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、コンプライアンス規程、危機管理規程その他の社内規程において、当社のリスク管理体制及び有事の際の対応を明確化する。

また当社は、日常の労働安全衛生面、環境面、製品品質面及び情報セキュリティ面等に関して、当社内で開催する各種委員会等を通してリスク管理を行う。業務担当部門においては、各々の業務に内在するリスクを専門的な立場から把握し、これを自律的に管理することとする。

管理部内に内部監査担当者をおき、定期的に内部監査を実施することで個別リスクを洗い出し、当社各部署におけるリスク管理状況を監査し、その結果を当社の代表取締役に報告することにより、リスクを最小限にとどめるよう対応する。

- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会を毎月及び必要に応じて随時開催し、経営の意思決定の迅速化と効率的な事業の運営を行う。

- ⑤ 当社の監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項
当社は、監査役会が職務を補助すべき従業員を求めた場合、監査役会と協議の上、必要に応じて監査業務を補助する従業員を配置する。
- ⑥ ⑤の従業員の当社の取締役からの独立性に関する事項
当該従業員は、監査役の指揮命令の下にその職務を執行する。なお、当該従業員の人事考課、異動、懲戒については、監査役会の同意を得る。
- ⑦ 当社の監査役の⑤の従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役は必要に応じ、いつでも取締役及び従業員に対して、業務執行に関する報告を求めることができるものとする。
- ⑧ 当社の取締役及び従業員が当社の監査役に報告をするための体制
取締役及び従業員は、随時及び定期的に、その職務及び業務の執行状況その他に関する報告を行う。また、代表取締役は、監査役と定期的に会合の機会を持ち、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行うとともに、法令の定める事項のほか、監査役との協議により定めた報告すべき事項について、監査役に報告しなければならない。
- ⑨ ⑧の報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、⑧の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、当該報告者に不利な扱いを行うことを禁止し、その旨を当社取締役、監査役及び従業員に周知徹底する。
- ⑩ 当社の監査役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に関する事項
監査役がその職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続等の請求を当社にした場合は、当社がその請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかにこれに応じる。

- ⑪ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
取締役会は、監査役が取締役会及び重要な会議等に出席する体制を整備するとともに、定期的に代表取締役、内部監査担当者及び会計監査人と意見交換する機会を設ける。
- ⑫ 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況
- (a) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方
当社は、暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）との関係を一切遮断する。
- (b) 反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況
- イ 「反社会的勢力対策規程」の運用を徹底する。
- ロ 「反社会的勢力調査マニュアル」及び「反社会的勢力対応マニュアル」の周知を徹底し、運用体制を強化する。
- ハ コンプライアンス委員会を開催し、反社会的勢力情報の収集に取り組む。
- ニ 新規取引先や顧客等について、反社会的勢力との関係に関して確認を行う。
- (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
当社は業務の適正を確保するため、以下の具体的取り組みを行う。
- ①当社はコンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス委員会を四半期に一度開催し、法令遵守上のリスク等について情報の共有を行う。
- ②内部監査人が内部監査計画に基づき、当社の内部監査を実施する。監査結果については適時、取締役及び監査役に報告する。
- ③当社は個人情報保護対策としてプライバシーマークを取得し、情報セキュリティへの対応策としてI SMS（情報セキュリティマネジメントシステム）認証を取得しており、これらにおいて運用レベルの向上を図り、内部統制の強化を行う。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、業績の推移を見据え、将来の事業の発展と財務基盤の強化のための内部留保とのバランスを保ちながら、経営成績や配当性向等を総合的に勘案し、安定的かつ継続的な配当の実施を基本方針としております。

この方針に基づき、当期の経営成績及び配当性向等を総合的に考慮した結果、第38期の期末配当につきましては、1株につき12円とさせていただきました。

貸借対照表

(2023年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,755,333	流動負債	2,460,547
現金及び預	1,039,208	買掛金	675,051
受取手形	7,710	短期借入金	538,580
売掛金	762,915	1年内返済予定の長期借入金	576,999
商品及び製品	19,195	未払金	213,096
仕掛品	22,513	未払費用	107,849
材料及び貯蔵品	649,828	未払法人税等	151,000
前払費用	30,101	前受金	5,229
未収入金	224,375	預り金	23,066
その他の金	1,485	賞与引当金	59,563
貸倒引当金	△2,000	その他の負債	110,112
固定資産	4,656,846	固定負債	1,319,166
有形固定資産	4,068,802	長期借入金	966,463
建物	955,205	ポイント引当金	12,506
構築物	82,087	退職給付引当金	113,335
機械及び装置	1,696,225	役員退職慰労引当金	5,745
車両運搬具	15,486	長期未払金	200,304
工具、器具及び備品	37,514	その他の負債	20,811
土地	1,240,504	負債合計	3,779,713
建設仮勘定	41,778	(純資産の部)	
無形固定資産	273,467	株主資本	3,613,269
のれん	145,458	資本	815,722
商標	56	資本剰余金	797,639
ソフトウェア	10,229	資本準備金	795,722
その他	117,723	その他資本剰余金	1,917
投資その他の資産	314,576	利益剰余金	2,362,942
出資	75	その他利益剰余金	2,362,942
投資有価証券	68,357	圧縮積立金	16,385
破産更生債権等	18,659	繰越利益剰余金	2,346,556
長期前払費用	37,094	自己株	△363,035
繰延税金資産	72,934	評価・換算差額等	12,781
その他の金	126,115	その他有価証券評価差額金	12,781
貸倒引当金	△8,659	新株予約権	6,416
資産合計	7,412,180	純資産合計	3,632,467
		負債・純資産合計	7,412,180

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2022年9月1日から
2023年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売上	高価		9,629,680
売上	原価		7,343,068
販売費及び一般管理費	利益		2,286,612
営業外収益	利益		1,595,091
受取利息	息	61	
受取配当金	金	2,799	
受取賃料	料	10,020	
その他	他	1,980	14,861
営業外費用	費用		
支払貸借利息	息	9,774	
支払賃料	用	1,673	
支払借料	料	718	
その他	他	4,715	16,881
特別損失	利益		689,500
固定資産除却	損失	5,017	
減損	損失	26,451	31,469
税引前当期純利益	利益		658,031
法人税、住民税及び事業税	税額	246,099	
法人税等調整額	額	△7,951	238,148
当期純利益	利益		419,882

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年9月 1 日から
2023年 8月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
				圧縮積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	815,722	795,722	2,024	797,747	16,385	2,034,149	2,050,535
当期変動額							
剰余金の配当						△107,475	△107,475
当期純利益						419,882	419,882
自己株式の取得							
自己株式の処分			△107	△107			
株主資本以外の 項目の当期変動 額 (純額)							
当期変動額合計	-	-	△107	△107	-	312,406	312,406
当期末残高	815,722	795,722	1,917	797,639	16,385	2,346,556	2,362,942

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△285,553	3,378,451	△1,961	△1,961	3,908	3,380,398
当期変動額						
剰余金の配当		△107,475				△107,475
当期純利益		419,882				419,882
自己株式の取得	△80,137	△80,137				△80,137
自己株式の処分	2,654	2,547				2,547
株主資本以外の 項目の当期変動 額 (純額)			14,743	14,743	2,507	17,251
当期変動額合計	△77,482	234,817	14,743	14,743	2,507	252,068
当期末残高	△363,035	3,613,269	12,781	12,781	6,416	3,632,467

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2023年10月18日

プリントネット株式会社
取締役会 御中

史彩監査法人

東京都港区

指定社員

業務執行社員

指定社員

業務執行社員

公認会計士 伊藤 肇

公認会計士 人見 亮三郎

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、プリントネット株式会社の2022年9月1日から2023年8月31日までの第38期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年9月1日から2023年8月31日までの第38期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年10月19日

プリントネット株式会社 監査役会
常勤監査役 岡 芳 樹 ㊟
監査役 大久保 範 俊 ㊟
監査役 上 釜 明 大 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るとともに、取締役会が業務執行の決定を広く取締役に委任することを可能とすることで、業務執行と監督を分離するとともに、経営の意思決定を迅速化し、更なる企業価値の向上を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

(2) その他、字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案に係る定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものいたします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. 監査役</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. 監査等委員会</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>3. 監査役会 4. 会計監査人</p>	<p>(削 除) 3. 会計監査人</p>
<p>第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株 式</p>	<p>第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株 式</p>
<p>第6条 (条文省略)</p> <p>(自己の株式の取得)</p>	<p>第6条 (現行どおり)</p>
<p>第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第8条～第11条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会</p>	<p>第7条～第10条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会</p>
<p>第12条～第17条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p>	<p>第11条～第16条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p>
<p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は7名以内とする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(員数)</p> <p>第17条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、7名以内とする。</p> <p>2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第18条 取締役の選任は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>
<p>2 (条文省略)</p>	<p>2 (現行どおり)</p>
<p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>(任期)</p> <p>第19条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(削 除)</p>
<p>2 <u>補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>4 <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第21条～第22条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>第20条～第21条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>第24条～第25条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第27条 (条文省略)</p>	<p>第23条～第24条 (現行どおり)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第25条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第27条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
第5章 <u>監査役及び監査役会</u>	(削 除)
<u>(員数)</u>	
第28条 <u>当社の監査役は、5名以内とする。</u>	(削 除)
<u>(選任方法)</u>	
第29条 <u>監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	(削 除)
<u>(任期)</u>	
第30条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>	(削 除)
2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	
<u>(常勤の監査役)</u>	
第31条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u>	(削 除)
<u>(監査役会の招集通知)</u>	
第32条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、その期間を短縮することができる。</u>	(削 除)
2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役会の決議方法)</u> 第33条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会規程)</u> 第34条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款の他、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削 除)
<p><u>(報酬等)</u> 第35条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役の責任免除)</u> 第36条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する最低限度額とする。</u></p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p align="center"><u>第5章 監査等委員会</u></p>
(新 設)	<p align="center"><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p>第28条 監査等委員会は、その決議によつて常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
(新 設)	<p align="center"><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p>第29条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
(新 設)	<p align="center"><u>(監査等委員会の決議方法)</u></p> <p>第30条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもつて行う。</p>
(新 設)	<p align="center"><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p>第31条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p>	<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p>
<p>第<u>37</u>条～第<u>38</u>条 (条文省略)</p>	<p>第<u>32</u>条～第<u>33</u>条 (現行どおり)</p>
<p>(剰余金の配当の基準日)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p>
<p>第<u>39</u>条 (条文省略) (新 設)</p>	<p>第<u>34</u>条 (現行どおり)</p>
<p>2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>	<p>2 当社の中間配当の基準日は、毎年2月末日とする。</p>
<p>2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>	<p>3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>
<p>(中間配当)</p>	
<p>第<u>40</u>条 当社は、取締役会の決議によって、毎年2月末日を基準日として中間配当をすることができる。</p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p>
<p>第<u>41</u>条 (条文省略)</p>	<p>第<u>35</u>条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p>
<p>第1条 (条文省略)</p>	<p>第1条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p>
	<p>第2条 当社は、第38期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、取締役全員（3名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）1名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
おだわら よういち 小田原 洋一 (1965年9月23日生) 再任	1984年4月 有限会社秀英社入社 1985年9月 当社入社 1987年7月 当社取締役就任 2005年11月 当社代表取締役社長就任（現任）	756,800株

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
1 新任	さとう せいいち 佐藤 清一 (1952年9月27日生)	2004年6月 東レ株式会社印写システム事業部（現販売部）顧問 就任 2021年1月 当社社外取締役就任（現任）	-

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
2 新任	おおくぼ のりとし 大久保 範俊 (1968年8月12日生)	1992年4月 ソニー国分株式会社入社 1996年4月 古江浩税理士事務所入所 1998年9月 本村信一税理士事務所入所 2010年2月 山下和彦税理士事務所入所 2012年3月 大久保範俊税理士事務所代表（現任） 2012年6月 大久保範俊行政書士事務所代表（現任） 2014年2月 Feel Free合同会社設立代表社員 2015年9月 当社社外監査役就任（現任） 202*年**月 税理士法人アーク設立代表社員【要確認】 2023年6月 つなぐコンサルタント合同会社代表社員（現任）	-

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
3 新任	うえかま あきひろ 上釜 明大 (1976年5月12日生)	2003年10月 弁護士法人福元法律事務所入所（現任） 2011年4月 鹿児島県弁護士会副会長 2019年1月 当社社外監査役就任（現任）	-

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 佐藤清一氏、大久保範俊氏及び上釜明大氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 佐藤清一氏は、東レ株式会社印写システム販売部の顧問を務めた経験があり、印刷関連資材及び企業経営に関する豊富な見識を有する人材であり、監査等委員である社外取締役としての職務を適切

に遂行していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。なお、同氏は、現在当社の社外取締役であります。取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年10ヶ月となります。

4. 大久保範俊氏は、税理士として高い専門性をもつほか、税務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。このため、当社は、同氏が監査等委員である社外取締役として適任であると判断し、その深い知見に基づく助言、牽制を期待して、監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。
5. 上釜明大氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士として高い専門性を持ち、法律に関する相当程度の知見を有しております。このため、当社は、同氏が監査等委員である社外取締役として適任であると判断し、その深い知見に基づく助言、牽制を期待して、監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。
6. 当社は、佐藤清一氏、大久保範俊氏及び上釜明大氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、各氏が監査等委員である取締役として選任された場合には、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額となります。
7. 当社は、佐藤清一氏、大久保範俊氏及び上釜明大氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、各氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2014年12月24日開催の第29期定時株主総会において、年額100,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を年額100,000千円以内とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

当社における取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する基本方針は事業報告（本招集ご通知3から18頁）に記載のとおりであり、監査等委員会設置会社へ移行後も同内容の方針とする予定であります。本議案に係る報酬等の額は、当該方針に基づいて固定報酬を支給するものであり、相当であると判断しております。なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は3名ですが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は1名となります。

本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額10,000千円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社は、2021年1月28日開催の第35期定時株主総会において、当社の企業価値の持続的なインセンティブを与えるとともに、株主の皆様とのさらなる価値共有を進めることを目的として、取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬限度額を、金銭報酬額とは別枠で年額30,000千円以内、本制度により発行される株式の総数は年50,000株以内と決議いただいております。

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、上記の譲渡制限付株式付与のための報酬枠を廃止し、改めて、第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」における報酬枠とは別枠にて、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対し、譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権の総額を年額30,000千円以内とし、本制度により発行又は処分される株式の総数は年50,000株以内とし、その1株あたりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所スタンダード市場における当社の普通株式の終値（同日における取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）とすることにつきご承認をお願いするものであります。

当社における取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する基本方針は事業報告（本招集ご通知3から18頁）に記載のとおりであり、監査等委員会設置会社へ移行後も同内容の方針とする予定であります。本議案に係る報酬等の額は、当該方針に基づいて固定報酬を支給するものであり、相当であると判断しております。なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することにいたします。

なお、現在の取締役は3名ですが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名選任の件」が原案どおり承認された場合、対象取締役の員数は1名となります。

また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より30年間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）に

ついて、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないことといたします。（以下「譲渡制限」といいます。）

（２）退任時の取扱い

対象取締役が取締役を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡又はその他当社の取締役会が正当と認める場合を除き、当社は本割当株式を当然に無償で取得します。

（３）譲渡制限の解除

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役であったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。ただし、対象取締役が、上記（２）に定める任期満了、死亡又はその他当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に取締役を退任した場合には、本割当株式の全部について譲渡制限を解除するものとします。

また、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得するものとします。

（４）事業再編等における取扱い

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会とします。）で承認される場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間について当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除することといたします。

また、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得するものとします。

（５）その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとします。

第7号議案 退任監査役に対し退職慰労金支給の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は、監査等委員会設置会社となり、監査役全員は、定款変更の効力発生時をもって任期満了となります。つきましては、任期満了により監査役を退任される岡芳樹氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金支給をすることにつき、ご承認をお願いいたします。

なお、その具体的金額、支給の方法等につきましては、取締役在任期間分については取締役会に、監査役在任期間分については監査等委員の協議にご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
おか よしき 岡 芳樹	2015年9月 当社取締役就任 2020年1月 当社常勤監査役就任（現任）

以上

株主総会会場 ご案内図

会場

鹿児島県鹿児島市城南町8番1号
グランラッセレ鹿児島2F マリノビスタ
TEL: 099-225-8000



交通の
ご案内

JR鹿児島中央駅より車で11分(2.2km)
鹿児島市電 いづろ通電停より徒歩13分(1.0km)

プリントネット株式会社

<https://printnet.jp>



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。